慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	三条西実隆筆古今集聞書について:古今伝授以前の実隆
Sub Title	
Author	石神, 秀美(Ishigami, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication	1983
year	
Jtitle	三田國文 No.1 (1983. 1) ,p.33- 47
JaLC DOI	10.14991/002.19830100-0033
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00296083-19830100-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一条西実隆筆古今集聞書について

古今伝授以前の実隆

石

神

秀

美

る。『実隆公記』文亀二年十二月一日の条に「予聞書悉焼失」とあしては、近衛尚通の聞書とともに最も正統的だったとも 考 え ら れ 唯受一人の御口伝とかや」と記しているところからすれば、祇注とまたといい。 と、新出の、それに深い関りを有する聞書との二資料を中心に、文 Aでの目的は主にはいわばその前史の考察である。書陵部の聞書 することが出来よう。勿論それは小論の目指すところではなく、こ 的に考慮するならば、宗祇の実隆への古今伝授の大体は一先ず闡明 に及ぶ聞書の転写本が残るので、これらと切紙と当時の記録を総合 纔に知られていたにすぎない。しかし、尚通や肖柏の、古今集全部 やゝ纒ったものとしては、書陵部蔵の仮名序・巻十・巻廿の聞書が るのを信じてよいなら、いく度かの火災に焼けてしまったものか。 手記』大永五年十一月廿日の条に「宗祇故人、此道執心浅からずし 全体に及ぶ聞書の所在をきかない。同じく宗祇門の宗長が、『宗長 念ながら実隆に於ては、古今伝授に際して筆録したであろう古今集 同門の高足・肖柏らが、あるいは古今伝授が問題となって来る。残 三条西実隆の古今学を主題とする場合、必然的にその師・宗祇、 諸家の師範となり、ことには、近衛殿殿下、三道遙院殿堯空、

> ある。その二資料は 集講釈を聴聞していたらしいということの推定をこゝろみたわけで 明十九年以後数次にわたる正式な伝授以前にも、実隆は宗祇の古今 2 1 (古今和歌集序等聞書)慶応義塾大学附属研究所斯道文庫蔵(三条 古今集聞書(外題)宮内聴書陵部蔵三条西実隆写 — ∰ 091 ₩ îì

である。

西実隆〕写

1

書』の紹介から論を起こしてゆこう。 掲出の順序とは逆だが、はじめに斯道文庫蔵『古今和歌集序等聞

写。主に漢字片仮名交り文をもって記されるその内容は、おもには 文がはじまり、半葉分は先ず仮名序講釈に於ける不審の 語 仮名序・巻十物名・巻廿大歌所御歌等の注であるが、一丁裏から本 外。字面高さ約二三㎝。内題を闕く。墨附全二三丁。伝三条西実降 外題なし。その本文は毎半葉十六行内外各行字数不等四二、三字内 その表紙は、後補淡香色蓮華唐草文表紙(二七・四×十九・八四 'nJ の説

明、例えば

ソメハ 人丸カ歌 チルハ雪チラヌハ雲トミユルカナヨシ野ノ山ノ花ノヨ

代の事をも講じたか。 講じたものの如くみえる。 の三日間をかけ、物名の三分の二程を廿四日に、のこりを廿七日に 日」「同廿七日」である。仮名序講釈には、廿日・廿一日・廿三日 る増補、さらに奥書、 真名序冒頭等(~二一丁裏初行)、 最後にほ 十九丁表八行目)、ごく部分的な墨滅歌注と、この集の全般にわた 等であり、 ※一葉分の真名序注(二二丁表~二三丁表初行)と続いている。 十代の事」注(十二丁表~十四丁表二行目)・巻廿注(十五丁表~ 八丁裏)・巻十注(~十一丁裏)次いで日附を欠くいわゆる「奈良 日附とは、「文明六年中夏 無、名雉 二丁から主たる注文に入って、日附入りの仮名序注 天ヨリ下テユツノ木ニスミタマフ天照大□□使也(3) あるいは分量的に考えて廿七日に奈良十 廿□」「同廿一日」「廿三日」「同廿四 7

写本ニハ写薄様押之ところでその奥書に曰く

^{嘉曆三年二月三日以家説授行乗了}

為後証写置之者也 前大納言藤(花大納言家御奥書若紛失之時

を忠実に書写したものと考えられる。 を忠実に書写したものと考えられる。 を忠実に書写したものと考えられる。 を忠実に書写したものと考えられる。 を忠実に書写したものと考えられる。 を忠実に書写したものと考えられる。 を忠実に書写したものと考えられる。

> 総じてこの聞書と、『六巻抄』をつき合わせて仔細に比べてゆく た時で、巻廿以下奥書までは自らの所持する拠りどころを貸し与えら講じ、巻廿以下奥書までは自らの所持する拠りどころを貸しなが・物名については自説をも交え、説話をより豊かに挿みなどしなが・物名については自説をも交え、説話をより豊かに挿みなどしながら講じ、仮名序・物名の部に於てもそれに依拠していることは明白ならば、仮名序・物名の部に於てもそれに依拠していることは明白ならば、仮名序・物名の部に於てもそれに依拠していることは明白ならば、仮名序・物名の部に対している。

そうしてその説くところは、どちらかといえば古今修学の途次に

洋一氏『中世古今集注釈書解題 三』に飜刻されている本文によっ字句上の酷似があって一見してそれと分かる部分を引き、『六巻抄』という意図は、ははならず、全体的総合的に『古今集』を講じようという意図は、ははならず、全体的総合的に『古今集』を講じようという意図は、ははならず、全体的総合的に『古今集』を講じようという意図は、ははならず、全体的総合的に『古今集』を講じようという意図は、ははならず、全体的総合的に『古今集』を講じようという意図は、はある若年の聴聞者を対象としているかの如く考えられる。また、後ある若年の聴聞者を対象としているかの如く考えられる。また、後ある若年の聴聞者を対象としているかの如く考えられる。また、後

(1) 丹盲頭

(ロ) 序「手習ふ人の始にもしける」

手習っ人ノ始ニハト云ハイ ロハノ奥ニ此二首ヲ書ヿナ IJ 源 **浜** 左 若 紫

僻邪也故曰父母也 者論功頌徳之歌者止╱□妨♪ 源氏、古今ノ後ナレトモ古 (掲出本2) ,邪之調 ヨリ。ナラヒ見へ侍ラン 也 難波津論功徳安積 詩 Щ Œ 義 詩

○てならふ人のはじめ ……詩正義曰、詩、者論、功頌、徳之言、 ノモトヘツカハサル、御フミノ中ニ、 カ紫ノ巻ニ、六条院干時中将北山ヨリカヘリテ又ノ日、アマウヘ イロハノオクニ此歌ドモヲ書歟。 チイサクヒキムスビテ紫 歌、上、解防、邪。 ラ之訓云々の 源氏ワ

ノウヘニ

ウツヾケハベラザメレバ、カヒナクナン。 コトハナヲザリニモ思タマヘナサレシヲ、フリハヘサセ給ヘル トアル御返事、イカヾキコエントオボシワヅラフ。 面影は身をもはなれず山桜こゝろのかぎりとめてこしかど キコエ +)-センカタナク、 マダナニハツヲダニ、 サテモ、 ユクテノ御 カんく

ナン、ナヲ見タマヘマホシキトテ イト、ウシロメタウトアリ。又六条院ヨリ、 らん 嵐ふくおのへのさくらちらぬまを心とめける程のは あさか山あさくも人をおもはぬになどやまの井のかけは カ グ御 ハナチガ カ` ななさ なる 丰

事ニヤト見エタリ。 トイヘリ。ナニ 「あさくもと侍レバ、手ナラフ人ノハジメニ、 「云、又ソノ御ハナチカキナヲ見タマヘマホシキトテ、 ハツヲダニハカ人~シウツヾケ侍ラザ 源氏ハ古今ノ後ナレドモ、 彼二首ヲナラフ イニシヘヨリノ メメレ あさか バト

習ナル歟。仰云、此義有與事也

(裏書)○故ニ ノコトバハ止僻防邪モトナレバ、二ノ徳ヲ顕ス。 ア父母トイヘルナルベシ。 ナニハツノ歌ハ論功頌徳スルミナモト也。 故ニ此二首 アサ カ Ш

(1) 序「いまはふじの山も煙たゝず」

今ハ富士ノ山

モ

コレハ思ノタエヌ事

ヲ煙富士ノ煙ト

タト

○いまは、ふじの山も煙たゝず、ながらのなしもつくるなりとき /〜カキヲキ侍レト猶庭訓ハマサシク不断ノ義也……(掲出本2) 心ヲナクサムト云ナルヘシ富士ノ煙ノ事不立ノ義タテ 申 ハフリ ツクリツレハ其タクヒモナケレト富士ノ煙ハタ/エ 身ノフリヌル シヌト ヨミヲキタル哥ヲミテ煙ヲモ猶身ノタクヒニ 事ヲハ ナカラ/ノ橋ニタクヘキツルニ スナカラノ橋 煙 モタエ 思ヒテノ 説 サ

¥り、 長利!喬ニタグヘキツルニ、煙モタ、ズ、或義ニハ、思ノタエヌ事ヲバ富士ノ煙ニタトヘ、輸兼卿此義也 橋モツクリ 身ノフリ ヌ

歌にのみぞ心をなぐさめける

不断ナリト云也。 思テ心ヲナグサムト云ト云義アレドモ当流ノ庭訓不然也。 レバ、ソノタグヒモナケレドモ、 ハフリヌトヨミ置タル歌ヲ見テ、煙ヲモ橋ヲモ猶身ノタグヒニ 不立ト云タルハ、 富士ノ煙ハタエズ、 打キ、 タ ルハ心ハヨケレド

物名

当流ハ不断ノ義也。……(『六巻抄』)

きちからの キチカウ 枆 俗ニハキキヤウト云也 ※ 桔梗也。 (哥 義 がナシ (掲出本2)

□□(ポ) ウ タ 同 ン膽 。。。。。 りうたむのはな、 俗ニハリンタウト云也…… 俗ニ龍謄ト云。 『六巻抄』 (掲出本2)

「俗ニ」というところは独自である。 このうち臼団は『古今集延五記』なども類似して いる が、 たゞ

書写した常縁所持本に発するという。宗祇がこれを所持していただ堯孝を通じ、その弟子円雅が写し持っていたものを同門の東常縁がころがあり、訓詁注釈的傾向はより強いといえよう。現存諸本は、ころがあり、訓詁注釈的傾向はより強いといえよう。現存諸本は、ところで『六巻抄』には真名序注なく、その分量はこれに拠るとところで『六巻抄』には真名序注なく、その分量はこれに拠ると

ろうことはほゞ疑いない。

書』である。

さて所掲の斯道文庫の聞書が注目すべきなのは、仮名序・物名注さて所掲の斯道文庫の聞書が注目すべきなのは、仮名序・物名注き、実隆の筆跡であることについてはこれを比定する資料を、ほかの書写者三条西実隆を示す奥書その他の明 徴 が ない。けれどを補う一資料とも看做し得ることになる。この聞書には、そも// 下級の書写者三条西実隆を示す奥書その他の明 徴 が ない。けれどを補う一資料とも看做し得ることになる。この聞書には、そも/ 下伝の書写者三条西実隆を示す奥書との他の明 徴 が ない。けれどを補う一資料とも看做し得ることになる。この聞書には、そも/ いたすとが出来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集聞に入いだすこと が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集聞に入いだすこと が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集団に入いだすこと が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集団に入いだすこと が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集団に入いだすると が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集団に入いだすこと が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集団に入いだすこと が 出 来る。それが掲出本1・書陵部蔵『古今集団に入いだすると、

-

本文は、毎半葉十六行内外各行三六、七字乃至四十字にして不等。六・九×二一・八㎝)。左肩書題簽「古今集聞書」と。内題を闕く。宮内庁書陵部蔵『古今集聞書』は、先ず 表 紙 は 黒色覆表紙(二

小字書入がある。墨附全五二丁。字面高さ約二二・五㎝。行間・上部余白に本文同筆及び後補別筆の字面高さ約二二・五㎝。行間・上部余白に本文同筆及び後補別筆のほゞ双行。所引の漢文には、まゝ返点・豎点・送仮名が附される。漢字平仮名交りの注文は一字さげ、漢字片仮名交りの小注は、小字

その奥書に曰く

永正十二年八月十一日書夜写終

尭 空(5)

より数えて十三年を隔てている。と。永正十二年(一五一五)は宗祇死没の年文亀二年(一五○二)と

て原本の体裁と小異あり) (よって表す。(よって補入したのは、斯道文庫の聞書に存し書陵部の聞書に省略されって補入したのは、斯道文庫の聞書に存し書陵部の聞書に省略される。尚小字の注文に於て()によ聞』からの増補かとみとめられる。尚小字の注文に於て()によ比較的短い一例を示す。台点(原本にあり)を附された部分が『古比較的短い一例を示す。台点(原本にあり)を附された部分が『古

されている場合もある。

もっとも、あきらかな内容的重複・直接関りない説話的要素は省略

とをき所もいてたつあしもとよりはしまりて年月をわたりたかき

れることくにこのうたもかくのことく/なるへし山もふもとのちり/ひちよりなりておま雲たなひくまておひのほ

からないが、それにしても、

「道のさかへひろまるたとへ也」と、

_

下・1月により、天気記り引むされた。これである。書陵部の聞書に於て、実隆が意図するのは、問題としている小字してみよう。文明六年中夏の数日、この講筵を開いたのは誰なのか。直接の筆文明六年中夏の数日、この講筵を開いたのは誰なのか。直接の筆

ないでそのまゝに書き写す方針らしい。前項引用文では充分にはわう。その場合、すこしの重複はさして気にとめず、あまり省略はしの部分を一旦除外するなら、宗祇流の聞書の集成ということであろの部分を一旦除外するなら、宗祇流の聞書の集成ということである書陵部の聞書に於て、実隆が意図するのは、問題としている小字

一)にはじまる肖柏に対するそれとではいさゝか宗祇に手順のちが九七)にはじまる近衛尚通に対する古今伝授と文明十三年(一四八てはその方針がはっきり表われている。このあたり明応六年(一四あめつちのひらけはしまりける時よりいてきにけり」の一段につい「哥道ひろまれる心也」は明白な重複といえる。例えば「このうた「哥道ひろまれる心也」は明白な重複といえる。例えば「このうた

いが、この系統の聞書を最も重んずべきものと実隆が考えていただ所持の聞書を借りて写したものか、それは不明としなくてはならなのであったのか、それとも自らの聞書を焼いてしまった実隆が尚通まかな区切り方である。実隆への伝授が尚通への伝授と全く同じも区切って釈するのに比して、尚通系統の『両度聞書』は、もっと大区切って釈するのに比して、尚通系統の『両度聞書』は、もっと大区切って釈するのに比して、尚通系統の『両度聞書』は、もっと大

いがあったらしく、肖柏の『古聞』が、仮名序本文の字句を細

まと同一本文を写し、次に『古聞』を写すことにしたのであろう。 書と同一本文を写し、次に『古聞』を写すことにしたのであろう。ければ、なか/\にむずかしそうなのである。そこで先ず尚通の聞き合わせて合成することは、文意をとって文章を書きかえるのでな

も二条流に属す『古今集延五記』等が同様であり、必ずしもその証めころな筆録したものの写しであるところを筆録したものの写しであるところを筆録したものの写しであるところを筆録したものの写しであると一応考えたくなってくる。そうして全体で、仮名序・巻十・巻十の、祇注の集成を目指したものであろうと考えたい。その内容はことさら書きつける以上は異色のところを筆録したものの写しであると一応考えたくなってくる。るところを筆録したものの写しであると一応考えたくなってくる。

拠とならないので別に例をあげると、冒頭、第一項引用文に次いで

ろうことが掲出本1の形態からうか×える。そしてこれら二つをつ

云也其時ノ草ハ葦/□カリ也故『葦ヲシキテ神ノイルホトニ 葦 引リ泥カカタマリタリ氷ノ礒ヨリコホル様ナリキサルホトニ山 跡・アリシニ山カサシイテ、アル『神スミタマフ其泥、山 ノ/□□コマリシニ山カサシイテ、アル『神スミタマフ其泥、山 ノ/□□コマリシニ山カサシイテ、アル『本ノ始、水、ヒイテ泥ハ カリテキヤマト、云ハ和字也/当流、日本ノ始、水、ヒイテ泥ハ カリテキャス・人

ノ山ト云也

(掲出本2)

し、それを仮名にやはらげたる心也。……しかれども、やまと歌国荒びてあし原のみなれば、水土いまだかはかずして、人はみな山にとゞまりて跡をしめしゆへに、此国をやまとゝいふ。山のあとゝいふ心也。……又、大和歌といふ事、おほいにやはらぐといあ心にて大和と書事あり。大は三国にをよぼす義也。小に対するふ心にて大和と書事あり。大は三国にをよぼす義也。小に対するよいな心にて大和と書事あり。大は三国にをよぼす義也。小に対するとあるところ尚通系の『両度聞書』には(抄出)

り、すくなくとも同系統の学脉にある人の講説たることは疑いを容今和歌集序等聞書』と、宗祇流の注釈との内容的な類似は明白であ本とす」などとある。こうしてみると、掲出本2・斯道文庫蔵『古のようになっている。『古聞』大略同じで、「やまとの説山迩の義をといふ事は山あと歌といふをおもてにすべし。……

になどのの。 本系にのみ真名序注あり)・『古聞』とほゞ一致してしかもより詳細本系にのみ真名序注あり)・『古聞』とほゞ一致してしかもより詳細本系にのみ真名序の注に於て、よりあきらかにいうことが出来る。それは十の真名序の注に於て、よりあきに附録のように添えられた約一葉分そしてこのことは、この聞書に附録のように添えられた約一葉分

チ玉へ以下同彼哥二首贈答

大津の皇子とは天武第三の御子也 (板本『両度聞書』)大津皇子 天武天皇第三皇子 (掲出本2)

本『両度聞書』)

本『両度聞書』)

本『両度聞書』)

一方葉集トイヘルハ今集ノ外ニ無歟世ニ不見事也続万葉集トスペルハ今集ノ外ニ無歟世ニ不見事也続万葉・云テ 既 □万葉集トイヘルハ今集ノ外ニ無歟世ニ不見事也続万葉ト云テ 既 ○続)

オ キツ鳥カモツクシマー・

御事也天照太神より四代にあたるわたつみの御女とは豊玉姫の御 天ノ神の御孫とは孫にはあらすたゝ子孫と云心也彦火々出見尊の アカタマノヒカリハアリトー・・・ (掲出本2)

宗祇が最も適しいと思われる。加えてもう一つ証拠をあげることが おきつ鳥かもつく嶋に我いねし妹は忘れしよのこと~~に彦火。出見尊 これらをもってすれば、掲出本2の構述者に擬すべき人としては 是はたゝ我朝に此道を用へき其為にいへる也 (板本『両度聞書』) あか玉の光はありと人はいへと君かよそひしたうとくそある

出来るようである。

もって記される数葉を附加しているのであるが、これはとりもなお 序聞書」その下に「以宗祇本写之」と)、その上それとは別に、 もとに編まれていることはほど誤りない。 の巻末に掲出本2の真名序注と、大略一致する漢字片仮名交り文を 板本『両度聞書』に殆ど同文の真名序注を収め(内題「古今和歌集 肖柏の『古今和歌集古聞』が、 そこが宗祇に発することを意味すると考えてよかろう。 宗祇説を網羅しようという意図の 国会図書館所蔵本には、 そ

初作詩賦 七言ヾ志 天紙風筆尽雲龍 ば

機 (杼織葉錦 (掲出本2)

初作詩賦 七言ヾ志

天紙風筆尽雲龍山機雲杼織葉錦云、 (写古聞)

文琳ハ文屋康秀カ字/アサナトハヨヒ名也刑了中判事縫殿助也

ア

カ玉ハ子也子ヲ玉喩ル

也

1

p

トハ弟也日本紀ニハノ此贈答二

ア

IJ

(掲出本2)

の例として『古聞』からは ところ (但し「大津皇子云々」 のような部分は殆ど全く同文、さらに掲出本2の前記引用と重なる 文屋康秀之字也 刑部中 は『古聞』になし)で、両者同趣旨 判事縫殿助也

続万葉集 古今也

天神之孫事 事ナカラマシステニハチミツイカニ/シテカムツマシキ心ヲム 我ニハチミセサラマシカハ海陸アヒカヨヒテ /ヘタヽリタユル ミノムスメ農玉姫ヲメトシ給テ子 /ウマントシ給時豊玉姫ノ給 ノミチョトチ/テサリストキニ尊ヨミ給ヘル歌 スハムト云テ草ョモテミコヲ/ツ、ミテ海ノホトリニヲキ テ海 カ・ヒ クヤツコ子ウム時/ナミマシソ尊シノフル事ナクシテ行テウ /給姫サカリニ子ウミ給時龍ニナリヌハチテノ/ 給ハク 彦火、出見尊也日本紀云ヒコホ、 /テミノ尊ワタツ。当也 /オキツ鳥 カ

海童之女事豊玉姫也日本紀云トヨタマヒメノミ /コトキラ/~シ 玉姫ノ/ミコト玉ヨリ姫ニヨセテヨミタマヘル報哥オキツ/ト カラシトオホシテ キ事ヲキ、テアハレト思テ又カヘ/リテヤシナハント思ヘトヨ ノ哥ノ片哥也 弟 /玉依姫ョヤリテヤシナハセ給トキニ 豊

モツクシマニワカイネシイモハワスレショノコ/トノ~ニ

/カモツクトハ舟ツクト云心也イネシハ万mへ卒宿ト書

カタマ ノヒカリハアリト人ハイヘトキミカヨ ソヒシ /タフト

ミコハ神武/天皇ノ父彦波像武鸕鷀草膏不合尊也/此ミコウミ地神五・キャッキャラッキャランとようは、一世の一大学歌・コノミコト人ト /成テヲハ玉依姫ヲ為妃・此首ハ号ノ日挙歌・コノミコト人ト /成テヲハ玉依姫ヲ為妃・此

給っヤニウノ羽ヲフケリ此ヨリ産所ョウムヤト云也

られているようである。同一資料による、同一人(宗祇)の、別の2に比較的より詳細に、一方その後半部がこちらにより詳しくかたなどがあげられる。「天神之孫事」は、同一説話の前半部が掲出本

機会の講釈と考えられる。

講ずる場合があったのではなかろうか。『古聞』仮名序注に学向けの伊勢物語講釈と同じく古注に直接によって時には古今集を宗祇は当代の古注たる『六巻抄』を所持していたにちがいなく、初抄』にかくありといわれるかして書きこんだものであろう。つまりられるところもある。これは宗祇からそれをかりうけるか、『六巻の『古今和歌集古聞』にはところく、に『六巻抄』の引用とみとめ

六注声

おほさ」きのみこと

を附すが、これも『六巻抄』に一致する。注文にも、『六巻抄』のとある「六注」は、『六巻抄』を意味する。また物名の部には声点

けにこし 牽牛子也

みにみえる

などがある。

どちらかといへば訓詁注釈にあって、内容の意義解明という面から出来よう。この聞書が『両度聞書』とちがうのは、目指すところが示している場合もある。これについては以下のように考えることがによりつ」、『両度聞書』とは相当へだたったかなり独自な内容をによりつ」、『両度聞書は、ことに物名の部に於て『六巻抄』

チカウ」は『両度聞書』には顕みられることがない、というところである。第一項引用の、「キれる内容のよみときが、多く「義なし」なる一語のもとに殆ど全くな訓詁注釈的方面に詳しく、反対に『両度聞書』に於て詳細に示さは殆ど検討がなされていない、つまり『両度聞書』に捨象されていは殆ど検討がなされていない、つまり『両度聞書』に捨象されてい

漸草の色うつろひみゆる義也。下心、君臣の中にことのはしげあきちかう野はなりにけり白露のをける草葉も色かはり行

の如くになっている。かく『両度聞書』に歌語についての考証的らはれぬるやうの風也。

く物をいひをきて君をも人をもかすむれども、つゐにその色あ

ものであることは、第一項引用の数例や、例えば縁の所持していた『六巻抄』が、もっぱら訓詁注釈に重きをおいた縁の所持していた『六巻抄』が、もっぱら訓詁注釈に重きをおいた識を注することの殆どないのは、伝授者・東常縁と、被伝授者・宗の如くになっている。かく『両度貰書』に歌語についての考証的知

ゞみのかげにふれる白雪 貫之」)について『両度聞書』はなどが示している。 この歌(「うばたまのわが黒髪やかはるらむか所、昔紙ヲスキケル歟。 かみやかは 紙屋河也。北野社ノ西ナル川也。カ ヒ 河 ト 云。此かみやかは 紙屋河也。北野社ノ西ナル川也。カ ヒ 河 ト 云。此

あらは也。よくいひたてたる歌也。

書』と内容的にかなり異って『六巻抄』に似、さらには次のような臆測するなら、斯道文庫の聞書に於て、この物名の部分が『両度聞心』として示されるもの、に意を用いたのであろう。そこから逆に心』として示されるもの、に意を用いたのであろう。そこから逆に意義解明、「きちかう」の例にある如く、「下の心」あるいは「裏の方面は主には『六巻抄』に譲って、それよりも重要とみとめた歌のと至極簡単であり、いわば感想にとゞまっている。常縁はそういうと至極簡単であり、いわば感想にとゞまっている。常縁はそういう

いては一先ず言及を避けたものであるということがいえようかと思いては一先ず言及を避けたものであるということがいえようかとにかにされるであろう、もっと肝要な歌の「裏の心」「下の心」につ象とする講釈であり、その古今修学の進捗に従っておもむろに明ら『六巻抄』よりも詳しい部分があることは、これが和歌の初学を対

ノ枝ヲソフラン 他流ハ/奏葛トヨム也 当流ハ葵ト柱ト也俊成哥アフヒカツラ 俊成哥イカナレハテル日ニムカフアフヒ草月ノ柱

これなど『両度聞書』では「義なし」とにべもなく、『六巻抄』ま『証トス賀茂祭=二ヲ用ル也

このように『両度聞書』と掲出本2・斯道文庫蔵『古今和歌集』た「会日也」と簡単に注するのみである。

らいわなくてはならないように思えるところがある。仮名序、「ああるいは証歌を引くことに於て、詳細というよりもむしろ執拗とす、端的に顕わになっているといえよう。つまり掲出本2は、くりの目的とするところに若干のず れ が あ り、ことにそれが物名に於の目的とするところに若干のず れ が あ り、ことにそれが物名に於の間とするところに若干のず れ が あ り、ことにそれが物名に於の目のとすると。名のに表れば似ているとしなくてはならないが、そ等聞書』は、総合的にみれば似ているとしなくてはならないが、そ

を引くのは一般的だが、さらに定家の天河ナハシロ水ニセキクタセアマクタリマス神ナラハ神、のつちをうごかし云々」の一段を注するのに、能因のらいわなくてはならないように思えるところがある。仮名序、

らずである。しかしこういう説話的要素は言り上手な溝朳者による勅撰集撰集がゆるされたというのは屋上屋を架する感なきにしもあをあげて、この歌が神慮をうごかし、式子内親王との虚名が晴れ、

ハヤル神ノ北野ニ跡タレテ後サヘカトル物ヲ思ハン

てしてもいる。(巻二)にとられて有名な、為明の歌徳説話等をもった、『太平記』(巻二)にとられて有名な、為明の歌徳説話等をもっ加えるなら「たけきものゝふの心をなぐさむるは歌也」に注するのあり、聴聞の時は興味深くまた説得的でもあったろう。別に一例をならば、定家という歌道に於ける歴史上の巨人にかゝわることでもならば、定家という歌道に於ける歴史上の巨人にかゝわることでも

こうしてみると『両度聞書』を手元において、しかも常縁からう説カ/善忠"メシトラレテ中秋"ヨム也近*人ナレトモ皆如此也ヲナシクハ涙クモラテナカメハヤ今夜ノ月ノアリシ"モ似 ヌ 瑞先代ユルシテ京ヘカヘス也モノフノタケキ心ヲ/モナクサムル是た代ユルシテ京ヘカヘス也モノフノタケキ心ヲ/モナクサムル是リ治為明卿哥" 思*ヤ 我敷嶋ノ道ナラテウキ世ノ事ヲトハルヘシ貞治為明卿哥" 思*ヤ 我敷嶋ノ道ナラテウキ世ノ事ヲトハルヘシ

ひまなび」向きの注釈に依拠し、聴手の興味をます~~換起すべく度聞書』はあまり表にたてず、『六巻抄』という、相対的には「う」はけた『六巻抄』をも含む、古今集関係書を豊かに持った宗祇が、『両

に比すならば、『古今栄雅抄』『古今集延五記』『古今集私秘聞』なべき『両度聞書』ではなかったからかとも思う。勿論、『両度聞書』がを写さしめるという無造作な態度をとっているのも、いまだ祕すれを写さしめるという無造作な態度をとっているのも、いまだ祕すれを写さしめるという無造作な態度をとっているのも、いまだ祕すれを写さしめるという無道文庫蔵の聞書であろうと考えるのが最も説話的な要素も充分取り入れながら若年の聴聞者を前におこなった説話的な要素も充分取り入れながら若年の聴聞者を前におこなった

るという推定は誤りなきものと思う。(これらを纒めて考えると掲出本2が宗祇の講述にかゝるものであ

どとの差はやゝ大きいであろう。

次で筆録者の問題に移ろう。宗祇の古典学の有力な後継者といえ次で筆録者の問題に移ろう。宗祇の古典学の有力な後継者といえた。『実隆公記』に宗祇の名が初めてみえるのは、下って文に「無二執心。一紙のものもきかずしらずかし。」と前掲『宗長手えてよいのだし、文明六年、三十代前半の肖柏、さらに二十代後半えてよいのだし、文明六年、三十代前半の肖柏、さらに二十代後半れて「無二執心。一紙のものもきかずしらずかし。」と前掲『宗長手に「無二執心。一紙のものもきかずしらずかし。」と前掲『宗長手えてよいのだし、文明六年、三十代前半の肖柏、さらに二十代後半れている。『実隆公記』ににあする。宗祇の名が初めてみえるのは、下って文らである。『実隆公記』に宗祇の名が初めてみえるのは、下って文らである。『実隆公記』になるのである。

成立事情が考えられる。奥書にそれが〜みえるところの宗祇・宗領同様、一般に宗祇講・宗碩筆録といわれる『古今十口抄』も、似たないつも必ず統一的とはいえないものの、尚通書写系『両度聞書』はいつも必ず統一的とはいえないものの、尚通書写系『両度聞書』と同じ内容の本文を主にして、肖柏の『古聞』を書き加えている。と同じ内容の本文を主にして、肖柏の『古聞』を書き加えている。と同じ内容の本文を主にして、肖柏の『古聞』を書き加えている。と同じ内容の本文を主にして、実隆・肖柏に限らず、親しい間より一般的にいえることとして、実隆・肖柏に限らず、親しい間より一般的にいえることとして、実隆・肖柏に限らず、親しい間

・肖柏らの名前から、『古聞』や『両度聞書』、そして、宗祇講・宗祖自筆といわれる『古今和歌集聞書』(慶応義塾図書館蔵)と『十口抄』を比べてみるならば、先づ自ら所持する宗祇聞書を中心にすえ、『古聞』と『両度聞書』(尚通系)をもって増補しまた小字で傍書したものであることがわかる。たゞし自筆本に仮名序・真名序の聞書はないので、仮名序は尚通系の『両度聞書』を大字で書き、『古聞』によって小字の傍書を加え、一方真名序は『古聞』をそのまっ写したものである。祇注の最終的網羅を意図したのであろう。まっ写したものである。祇注の最終的網羅を意図したのであろう。まっ写したものである。祇注の最終的網羅を意図したのであるう。まっ写したものである。祇注の最終的網羅を意図したのである。れるに、一つには宗祇の講釈自体にその原因があったと考えられいては、一つには宗祇の講釈自体にその原因があったと考えられる。近衛尚通への古今伝授(明応六年十一月十九日開始)に同席したその父後法興院政家の日記によるなら宗祇の講釈の有様はたその父後法興院政家の日記によるなら宗祇の講釈の有様はたその父後法興院政家の日記によるなら宗祇の講釈の有様はたその父後法興院政家の日記によるなら宗祇の講釈の有様は

なくこゝにも顔を出しているのはそのためかと考えられる。そしてなくこゝにも顔を出しているのはそのためかと考えられる。そしていった。豊富的確な語彙を絢爛と駆使するといった、きわめて多彩な時報であり、その基幹はうごかなくても細部に於ては、まだ成長しつゝ豊富的確な語彙を絢爛と駆使するといった、きわめて多彩な時間という。といった。関する資料を傍においていたろうが、一字一句ノートを確認しながの相手によって講ずる内容にかなりの差異があり、時によってそのあ相手によって講ずる内容にかなりの差異があり、時によってその間書に看取できる如く、資料的に確かめられる限りでも、聴聞する資料を傍においていたのはないのである。肖柏が由断照する資料を傍においているのはそのためかと考えられる。そしてなくこゝにも顔を出しているのはそのためかと考えられる。そしてなくこゝにも顔を聞いているのはそのためかと考えられる。そしてなくこゝにも顔を出しているのはそのためかと考えられる。そしてなくこゝにも顔を出しているのはそのためかと考えられる。そしてなくこゝには、または、一字一句ノートを確認しなが、一字一句ノートを確認しながあった。

その聞書に「所一見存分無相違尤以無比類者歟」の如く加証を与え

柏在此座、凡講尺様博覧之躰也、……

義筆記の清書に一度目を通してこれが自分の講説に相違ないことを るといっても、 原本と字句を逐一対照の上でのことではなくて、

は、自らの聞書のみでは足りず、門弟各々の所持するノートを詳細 集注釈にからわる知識の総体を、 証するのであるらしい。従って、宗祇一個の中に存する、その古今 できるだけ網羅しようとするに

ことになったのであろうと考える。 聞書』や、一段と大規模には『十口抄』が相当繁雑な形態を有する につき合わせる必要がある。こうして、実隆筆の書陵部蔵『古今集

りこれに直接によったとみられる増補が『古聞』にみいだされず、 貸し出されていてもよい筈であろう。 年には既に親しく、後に最も有力な宗祇門下となるのだから、所掲 の本のような、文明十三年の古今伝授以前の聞書の場合には簡単に の聞書なりを融通することはあった。 しかし、この蓋然性は認めがたいとしなくてはならない。なによ かく、門弟の中でその資格ありと相互にみとめあう場合には自ら 肖柏・実隆といえば、 文明六

い筈はなかろうと思われる。 祇説を集めるのに熱心な肖柏が、 また第三項引用の『古聞』とこの聞書にほゞ共通する真名 序の 注 掲出本2の方に部分的により詳しいところがあるとすれば、 内容は似ていてもその語り口に於てすくなからざる差違があっ そちらを『古聞』に包括せしめな 宗

残るのは実隆一人ということになる。 知の如く、

りはじめ、殊に文明十八年七月一日の条には、宗祇が古今集に関し 年のあたりから宗祇・実隆の間に徐々に古今伝授のことが話題にな 月十二日より始っている。『実隆公記』によれば、文明十七・十八 宗祇から実隆への正式な古今伝授は、 文明十九年四

> て語 った内容が相当詳しくしるされている。

- 不立不断事……
- 貞応本……
- 習古今時先以心操為本……

為世卿与為兼卿六問答……

- 古今五重説事相尋之処……
- 清濁声等事……
- このうち最初の「不立不断事」の項は とはに浪こす……

之素意有所知云、、 子忽落偏歟之由愚推之由、 不相別之以前、先祖素暹法師受為家卿説、然者両□雖立義勢元祖 ……故藤常縁云、 於不立不断事者吾家所知也、 所詮定家、 祇法師説之、何篇富□不断之心猶甘心 為家等卿意両義□幷用之歟、至孫 其謂□二条与冷泉

也

であり、既に高い和歌的教養を有しないことには受講がみとめられ 古今伝授は古今修学の最終段階として総合的全体的に与えられるの 今集そのものと、二条冷泉両家の説の分かれ目についても一通りの なかった。そういう重々しいものと実隆自身認識していたことは、 手が聞き流さずに筆記しておくには、宗祇の談話の相手実隆が、 知識の持主となっていなくてはなるまい。 は考えられない。このような話題を話し手が問題にでき、一方聴き 『実隆公記』の処々の記事からうかゞうことが出来る。 こゝにいくつか項をたててしるされることは、 宗祇に限らず、いわゆる 非常に啓蒙的、 古 ع

同時にそれは若年から古今集や和歌抄物の類に親しみ、その道に

の文明六年からはじまる『実隆公記』には、先ず同年正月十七日に志浅からぬものがあったことを想像せしめよう。事実、実隆二十歳

……寂々終日和歌抄物書写了、……

同年八月十五日に

……今日古今為校合向南隣了、…

文明七年六月十八日にとあってそのことを証明している。なおいくつかを加えるならば、

……今日又参御前、代々集物名歌等書写了、日付字進上若宮御方

了

同年七月三十日には

……古今和歌集可朱点之由有勅定、則加朱点、……

同年八月三日には

にその学才が相当の段階に正していたであろうことを想像せざるをうが、同時に二十歳そこ~~の「うひまなび」とはいいながら、既などの記事がさがし得る。実隆が能筆であったことも与ってはいよ……古今御本朱点終功、加奥書進上了、

得ない。直接古今集にかゝわるものではないけれども、この時期多

て掲出本2に筆録されているような講釈は、むしろ聴いているのが的教養を旺盛に我がものとしつゝあったことがうかゞわれる。従っ栄雅に和歌実作の指導を願うなどして、和漢・儒仏の古典学の全般量の和歌集・典籍の類を書写し、他には梵網経講釈を聴聞、飛鳥井

うか、残念ながら確認が出来ない。しかし宗祇は文明四年秋ごろ上宗祇の死まで続くが、文明六年に、二人に何かの交渉が生じたかど後年宗祇と実隆はきわめて近しい関係となり、交宜は文亀二年、

当然とすら思われるのである。

聴聞に出かけるという、少々不安は残るがそういう場面を想定して思う。二十歳の篤学な実隆が種玉庵主宗祇のもとへ古今集の講釈をさも徐ろに明かになりつゝあっただろう。特に常縁流の古今伝授をいたろうし、その席で古典、殊には古今・伊勢・源氏への造詣の深洛、連歌の会を通じて貴顕搢紳の間にその手並の程は知られ始めて

五

も格別の不都合はないようである。

マム視野を拡げて俯観的にいうならば、先ず掲出の二資料は相互 たう。しかもその内容は、その基幹となる部分(『両度聞書』)に於 た試みた諸注の集成が、形態的に充分整理されず、全巻に及ばず、 に試みた諸注の集成が、形態的に充分整理されず、全巻に及ばず、 に試みた諸注の集成が、形態的に充分整理されず、全巻に及ばず、 に試みた諸注の集成が、形態的に充分整理されず、全巻に及ばず、 であっても明確に意図されていたことの確かな証しと考えられる点であっても明確に意図されていたことの確かな証しと考えられる点であっては、例えば密教教理を援用して最も極端な『古今和歌灌頂巻』の ような牽強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の ような牽強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の ような牽強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の ような牽強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の ような率強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の ような率強附会が徐々に抜け、説話的要素も後退して、契沖以降の

ているといえよう。当面の目的とした注を附加することによって、前代をもなお揺曳し当面の目的とした注を附加することによって、前代をもなお揺曳しも、さらにそれに、斯道文庫の聞書のような説話に富み訓詁注釈を機的総合的解釈を志向する趨勢のいわば初期的な様相を呈しながら新注を生み出す源動力ともなっただろう、語義の穿鑿に止らない有

- 1 岩波文庫『宗長日記』 p六七参照
- 2 続群書類従完成会太洋社版による。以下の引用も同じ。
- 4 『図書寮典籍解題 続文学篇』P二一二参照。3 下照姫・天稚彦の説話に出つ。
- 隆』(吉川弘文館 人物叢書)p七九参照。 法号の初出は延徳三年(一四九一)という。 芳賀幸四郎氏 『三条西実法号の初出は延徳三年(一四九一)という。 芳賀幸四郎氏 『三条西実法号の出家は永正十三年(一五一六)四月十三日。しかし、堯空なる
- 7 片桐氏前掲書参照。 国会図書館本奥書の引用がある。
- 聞』の該当箇所は書よりも『古聞』に酷似していることは確かである。国会図書館本『古書よりも『古聞』に酷似していることは確かである。国会図書館本『古引いたとばかり思えないふしもある。しかしその内容が他のいづれの聞

六注

と。しかし掲出本1の、大字の部分が別々の聞書の集成であることは、と。しかし掲出本1の、大字の部分が別々の聞書(はない、『古聞』に例へば冒頭の一段行間に、尚通系統『両度聞書』にはない、『古聞』に一致する語句「草木人倫等を生出し給し」「二神陰陽之和を始として」あろう、すぐその途中から行間補入の方針をあらため、ほゞそのままの形で並置する形式にしていることをもって明かであるように思われる。形で並置する形式にしていることをもって明かであるように思われる。ではなく、不慣れであって、最初は行間補入ないし合成でうまくゆくとではなく、不慣れであって、最初は行間補入ないし合成でうまくゆくと思っていたことに起因しているのではあるまいか。

本聞書からのもの。 () による補入・傍書は、同じく掲出本2・斯道文庫きさを合せた。 () による補入・傍書は、同じく掲出本2・斯道文庫ささを合せた。 () による補入・傍書は、同じく掲出本2・斯道文庫をおけ仮名交りの小字注は、読みやすさのために平仮名交りの注文に入り、

このうたあめつちのひらけはしまりける時よりいてきにけ うなかせる玉のみすまるのあなたまはやみ/たにふたわたらすあち 神の天の宮こに対していへる也其歌云/あもなるやをとたなはたの 心也新古今序に華夷詠仁と云も/京ゐ中の心也ゐなか哥と云心は日 にゝうつるとはいへりゑびす/うたとは夷曲とかけりゐ中哥といふ こねの神のひかり/たかきにもいたりくほき所にもいたるををかた て/ひかりかゝやくとはいたりてたかき物はくほき所へいたらすい 下てるひめの哥をのせたり人の世に/ちかきゆへなりしたてるひめ れしにへやう/ましおとこにあひぬ此三十六字言にいへる歌のはし たりてくほき/所の物はたかきにいたる事なきを此あちすさたかひ たにゝうつるとは此あちすきたかひこねの神のかたちうるはしくし ひこねは下てる姫の兄也もろともに天へあかる時よめる哥也をか/ 死す天の神なれはしたてるひめこれを天へかへす時あち/すきたか の事小注にみゆ此あめわかみことは天の神也/此地にて子細ありて め也しかはあれとゝは二神/の御哥あれとあまりに大道の時なれは の哥の事也/其哥云あなうれしにへやうましをんなにあひぬあなう 以前にいへる其劫初の義にはあらす二神あひそめ給てよみ給へる時

すきたかひこね心はあきらかならす

段也言にあらはるゝ哥のおこり也天地開闢二神の和よりはしまる

には古今注なかりし/故なるや云、又小注ともいへり 此古注 あまのうきはしのしたにて ― 天浮橋道の通する処をいへり 此古注 がはんため也女の内侍=あたへたると云、/これにつきて六義注 ・山桜あくまて色をみつるかなの哥時代相違すると云説あり此/歌 平兼盛か哥也清慎公の家にてよめる也続古今=みゆ古注は公任卿筆 云、/此事実なるにや但二条家のをしへは貫之を別て仰く故に公任 の書かと云/事を憚て貫之注すと用也為家卿明疑抄=貫之古注也山 桜兼盛云、/此分に用来なるへし此注を古注と号する事是よりさき には古今注なかりし/故なるや云、又小注ともいへり 此古注 がまのうきはしのしたにて ― 天浮橋道の通する処をいへり 此古注

しかあれとも世につたはることはひさかたのあめにしてはした下照姫と下にて此国の主とせんとて天稚彦を使として下し/給しに下照姫とすもさたまらす哥のやうにもあらぬ事/ともなり、天照太神の皇孫をすもさたまらす哥のやうにもあらぬ事/ともなり、天照太神の皇孫を下して此国の主とせんとて天稚彦を使として下し/給しに下照姫の事なれば、すっつりてかゝやく/をよめるえひすうたなるへしこれらはもしのかよすこしちかきをもて/下照姫の哥を出す心は是よりさきに二神の単子ありといへとも大道にして其心おほつかなき故ニ神代の事なれば、すっつりてかゝやく/をよめるえひすうたなるへしこれらはもしたてるひめとはあめわかみこのめなりせうとの神のかたちをかたにしたてるひめとはあめわかみこのめなりせうとの神のかたちをかたにしたてるひめとはあめわかみこのめなりせうとの神のかたちをかたにしたてるひとはないとは、

契をなして天に帰給はすつゐに矢にあたりてうせ給ぬ其後下照姫ノ

は此界はえひすとよめる也天上にての哥なれとも地祇神なれは夷曲とは高下也みめ。のよき心也 えひす哥とは日神/天の宮に対すれ御孫大己貴尊御子也 その/かたち丘谷ニうつりてかゝやく也丘谷の哥也味耜―/のかたちをほめ給也天稚―下照―味耜――皆素戔鳥と味/耜高ヒコネと兄弟なれはあめわかみこの喪の時天ニのほりてと味/耜高ヒコネと兄弟なれはあめわかみこの喪の時天ニのほりて

と名つ/けたり

テノミョム也)久堅ハ堅固不壊ノ義也(エヒス哥ハイナカ哥也スサ(ニソ壊スルコハナキ也) (ニソ壊スルコハナキ也) ムスメノシタテルヒメト云ニアメワカミコノ貪着メイタリ天ニテ見 トメ古ノ字ヲ書ソ当流ハ古注ヲハ不不用サレトモ又談スル也/アマ キワカソヒ火ニ火カイレハ塩/カ添也イマハ古注ノ古ハ小也今ハ何 他流不然哥ヲヨメハ天地鬼神ノ力カツヨクナレリ水ニ水カイレハ水 ラケス心得タソヤマトウタト云コヲコヽニテ二度云タト心得ル也/ アメツチノヒラクルハ国常立尊ノ御時也天神七代ノ始也ヤマト哥ト 手[]タヽス龍宮ヲツカサトルスサノヲハ男神也世ヲハカラントメ天 アリシカ天照ノ箭ニア/タリテ死ス後ニ殯ヲ天ヘウツス時ニ下照姫 也又ハ天稚ミコノ兄弟也セウトトハ男ノ兄弟ヲ云也天ヘモ帰ラスメ 下照姫哥ヲヨミシヲエヒス哥ト云也味耜高彦根尊ハ下/照姫ノ兄第 天照カラ日本へ勅使也田舎神ニアマノ浮橋へマイラヌ神テノアリシ ニアヒヌト云也シタテルヒメハ地神三代ノ比ナリ)アメワカミコハ 云ハ地神ノ始ト心得タルハイカニ/当流ノ心ハ自它未分ノ処ヲハヒ 出雲ノスカチノ里ニスミテ大社 照ト中ワルシ口 ノ兄弟アリ月神ヒルコソサノヲ等也(月神ハ無事也ヒルコハ三年足 ノヲハソサトヨム也)天照トスサノオノミコト心中/アシキ也四人 又ノ秘説ニハ上下ニテリカヽヤキテ(人ノ)ミヌ人ハナキト也 **ノ兄弟ヲツレテノホレハ此弟ウツクシクテ岡谷ニテリカヽヤク也** レハ下界ノ岡谷ニ此神ノ/ウツクシサカテリカヽヤキタリコヽニテ ノ浮橋ハ空中ノ名也(イサナキイサナミノ哥ハアラウレシヤヲトメ [七度イサカフテ七度メニ天ヨリ征伐ス 後二懇望メ和与メ劔ヲ吞テ哲

古今ヲモシラス)古今ヨリモ万代ハ/シラレス万葉ヨリモ神代ノ歌シラィラノロン・シューシー(集) 和スルト書テヤマト、読心コ、ニテ八雲ノ哥ヲヨム也(其後)卅一也(安徳ノ時ノ沉シ)宝劔是也和/スルヲ以テ天下太平也故ニ大ニ 直接的な言及ではないが例えば シライテハ叶フヘカラス故ニ).種々ニ哥ノ躰出来タリサレハ(今ハ マトノ国也(此上古ニハ六義十躰ハナシ)澆季ニナリテ(ハ戒文ヲ ルホトニ心得カタキ也ソラミツヤマト/ノ国ト云ハ天ニテ見タルヤ ラヌ也)神代ノ哥ハ六ノ過ヲハナレタリ眼耳鼻等也此過ヲハナレタ ハ第二代ヨリ始レリ初代ノ哥ハアマリスナヲニテ今ノ下界ノ人ハシ 字(ヲヨムハ)嘉例ニナル也/(専ハ長哥ヲヨムヘキヿ也三種神器(ヨム)

を表するものである。

る。 吉郎先生には原稿を御一読後種々御助言を賜った。併せ記して謝意 する機会を与えていただいた。 (昭和四五年)の目録解題に於て平沢五郎教授が指摘 さ 今回平沢先生の懇篤な御示教の下にその御説を稿者なりに敷衍 また数年来お教え願っている岩松研 てい

示

尚通筆録の聞書を実隆が借りうけることは考えられる。 ハシラレヌモノ也是ニテ本ノ心ワキカタカリケラシト云コヲ知ヘシ 『実隆公記』

10

上之、執筆仁無之由相談之間、予染筆了、某躰、 ……宗祇法師来陽明前関白古今集講尺、明後日五日 可終功、 一桥可准

授近衛前殿下訖、 右以素暹法師東中務丞平胤行、中院八代之孫下野守常縁相伝之説、

の如き記事があることは、宗祇を媒介としてこの二人に濃い学的交流の 明応七年二月五日釈宗祇判

になるのは宗碩自筆の聞書である。 一廻追善五十首和歌に尚通は出詠してもいる。 『十口抄』成立論には今立入らない。稿を改めて考察すべきだが、

生じた蓋然性を考えさせる。文亀三年七月二六日の実隆邸における宗祇

ところが多い。 伝受の史的研究』に引用されている。なお小論はこの書のおかげを蒙る 続史料大成『後法興院記 三』による。この条は、横井金男氏『古今

宗祇講・実隆筆録であろうことは、はやく同文庫開設十周年記念展 ここに問題とした斯道文庫の『古今和歌集序等聞書』